

公開審第91号
平成25年2月26日

千葉県市民オンブズマン連絡会議
代表幹事 広瀬 理夫 様

千葉県情報公開審査会
委員長 荘司 久雄



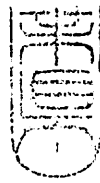
理由説明書の送付及びこれに対する意見書の提出について

平成22年4月12日付け千葉県オンブズ第9020号であなたが千葉県知事（以下「実施機関」という。）に提起した千葉県知事の総第1939号2010（平成22）年2月5日付行政文書不開示決定通知書による不開示決定に係る異議申立てについては、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第20条第1項の規定により、平成24年11月19日付けで実施機関から当審査会に諮問がありました。

そこで、実施機関に対して開示決定等の理由を説明する書面（以下「理由説明書」という。）の提出を求めたところ、平成25年1月22日付けで当審査会に提出されましたので、その写しを別添のとおり送付します。

つきましては、この理由説明書に対する意見がある場合には、平成25年3月28日（木）までに当審査会に意見書を提出してください。

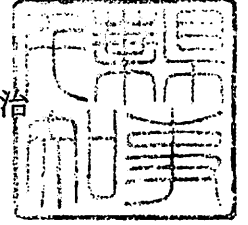
なお、当審査会に提出いただいた意見書については、条例第23条第5項の規定により、実施機関に対し、その写しを送付することを申し添えます。



総 第 1 1 1 4 号
平成25年1月22日

千葉県情報公開審査会
委員長 庄 司 久 雄 様

千葉県知事 鈴木 栄治



理由説明書の提出について（諮問第502号）

平成24年12月17日付け公開審第75号で依頼のありましたこのことについて、別添のとおり提出いたします。



理由説明書

平成25年 1月22日

1 異議申立てに係る処分及び異議申立ての趣旨

(1) 異議申立てに係る処分

千葉県知事の総第1939号2010(平成22)年2月5日付行政文書不開示決定
通知書による不開示決定

(2) 異議申立ての趣旨

上記不開示決定中、「被処分者に関し、千葉県職員の懲戒の手續及び効果に関する条例第3条に基づき、被処分者に交付した処分を記載した書面を交付するまでに懲戒処分手続上作成された文書」(以下「対象文書」という。)に関する不開示決定を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立てに係る行政文書開示請求、対象文書及び開示決定等について

(1) 開示請求年月日

平成22年1月6日

(2) 請求の内容

2009年に発覚したいわゆる不正経理問題で、2009年1月1日以降において、免職、停職及び減給の懲戒処分を受けた職員(以下、被処分者という)に関する次の情報が記載されている対象文書

(3) 開示請求の対象文書

- ・懲戒処分手続上作成された文書一切(職員への聞き取り結果等)

3 対象行政文書の内容

- ・懲戒処分手続上作成された文書一切(職員への聞き取り結果等)
事実認定のため職員本人から聴取した記録等である。

4 本件決定について(不開示の理由について)

対象文書については、千葉県情報公開条例第8条第2号(個人情報)、第4号(犯罪予防等情報)、第6号ニ(人事管理情報)に該当することから不開示とした。

5 異議申立ての理由について

- (1) 異議申立人は、「この不開示部分については、職員何名分のどのような文書があり、何故それらが不開示となっているのか、全く不明である。」と主張する。

しかしながら、平成22年2月5日付け総第1939号の行政文書不開示決定通知

書において当該件数は4件と明示しているほか、不開示決定の対象となる情報については、いずれも個人情報、犯罪予防情報、人事管理情報のいずれも含まれることから2号、4号、6号該当として不開示としたものの他は、別途開示ないし部分開示しており、異議申立人の請求には理由がない。

- (2) 異議申立人は、「請求した文書で、本件不開示決定と部分開示決定との間でどのように文書が分類されてそれぞれにおいて決定がなされているか分からない。」と主張する。

しかしながらこれについても対象となる文書は全て部分開示しており、異議申立人の請求には理由がない。

- (3) 異議申立人は「本件不開示決定中、別紙文書の文書に関しなされた不開示決定の対象となる情報について、処分庁は千葉県情報公開条例第8条2号、4号及び6号で定める情報であるとするが、いずれも非開示事由に該当する情報ではない」と主張する。

しかしながら、不開示決定の対象となる情報については、いずれも個人情報、犯罪予防情報、人事管理情報のいずれも含まれることから2号、4号、6号該当として不開示としたものである。

このため、理由については既に示しており、異議申立人の請求は理由がない。